

川崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費は職員への給料や諸手当をはじめ、市長や議員など特別職職員への給料、報酬などの経費です。

区 分	住民基本台帳 人口	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)平成23年度 の人件費率
平成24年度	人 1,425,472	千円 567,059,825	千円 190,687	千円 95,321,825	% 16.8	% 17.3

（注1）住民基本台帳人口は平成25年3月31日現在の人口です。

（注2）人件費には事業費支弁に係る職員の人件費も含まれます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

給与費は給料、職員手当及び期末手当・勤勉手当などの総額から退職手当を除いたものです。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B / A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
平成24年度	人 10,167	千円 39,547,753	千円 13,508,206	千円 15,741,275	千円 68,797,234	千円 6,767	千円 6,783

（注1）職員手当は、退職手当を含みません。

（注2）職員数は、総務省が実施している「地方公務員給与実態調査」に基づくもので、平成24年4月1日現在の普通会計関係職員数です。

（注3）給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) 給与減額措置の状況

地方公共団体において給与減額措置を実施することを前提として、地方交付税の減額等を内容とする普通交付税大綱が決定され、このことによる市民サービスへの影響、本市の財政状況等も考慮し、川崎市職員の給与の減額措置を実施しました。

特別職の給与減額措置

区分	給料月額	地域手当
市長・副市長	▲13%	▲13%
常勤の監査委員・上下水道事業管理者・病院事業管理者	▲10%	▲10%

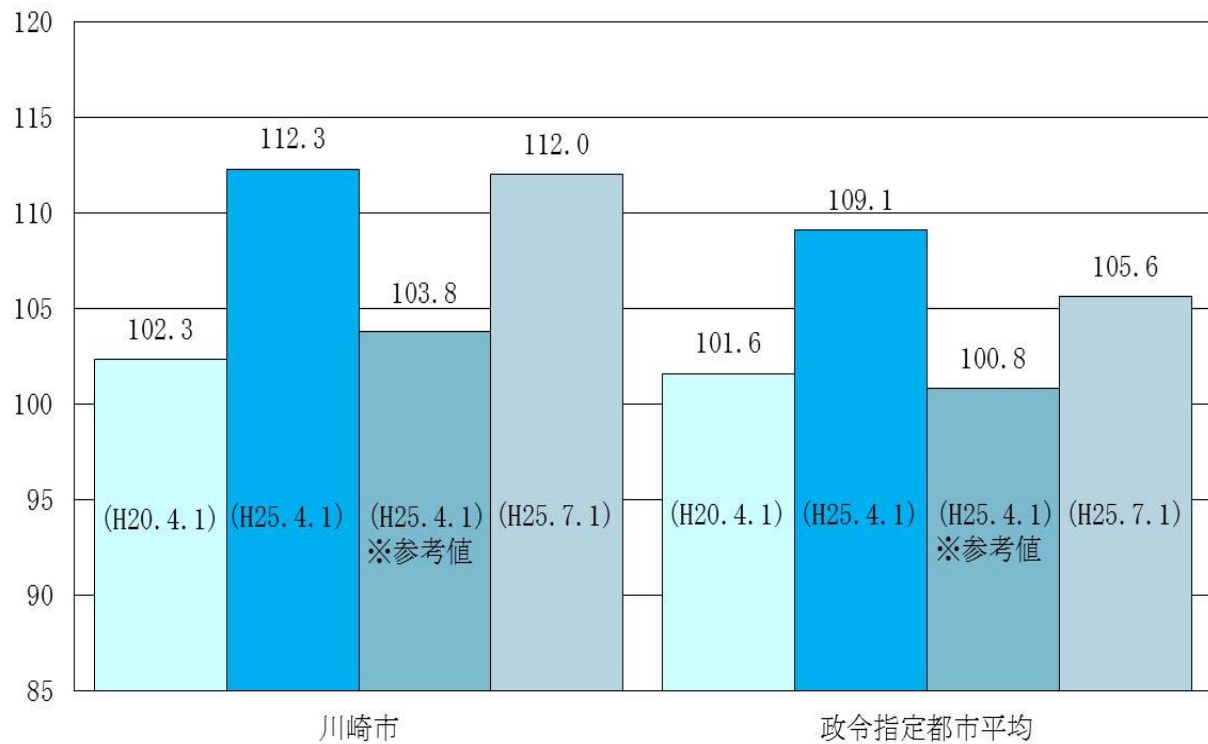
一般職の給与減額措置

区分	給料月額	管理職手当
局長級・部長級・課長級	▲9.77%	▲10%
課長補佐・係長級・主任	▲6.77%	-
職員	▲3.77%	-

実施期間 平成25年10月1日から平成26年3月31日まで

(4) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

ラスパイレス指数の状況は次のとおりです。



（注）１ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を１００として計算して指数です。

２ 「参考値」は、国家公務員の時限的な（２年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(5) 給与改定の状況

平成25年9月30日に川崎市人事委員会が川崎市長に対して行った職員の給与に関する報告の内容と、報告後の改定状況は次のとおりです。

月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成25年度	402,431 円	402,529 円	▲98 円 (▲0.02%)	なし	改定なし	改定なし

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成25年度	3.97月	3.95月	0.02月	なし	3.95月	3.95月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。